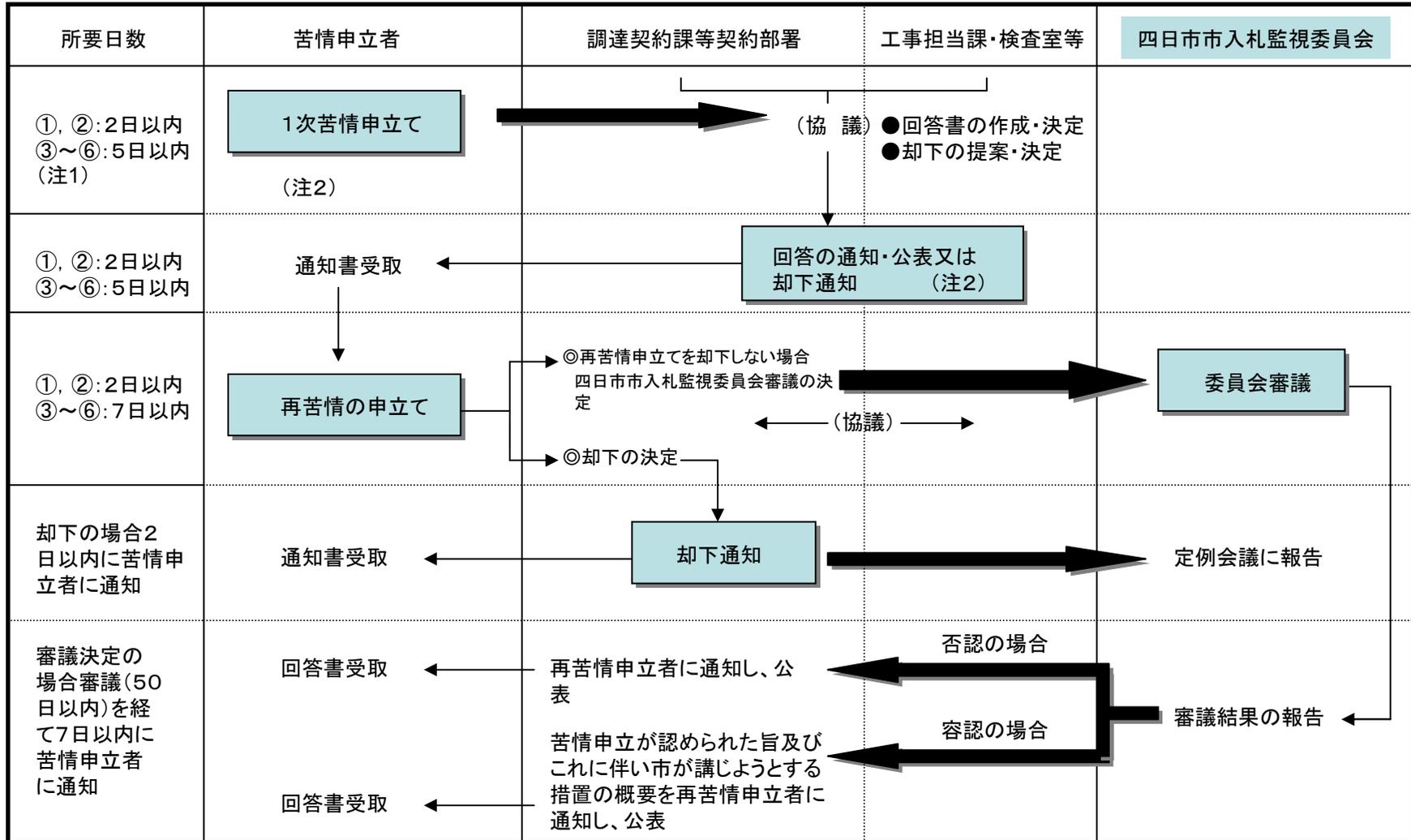


苦情処理フローチャート(第16条関係)



(注1) 1次苦情申立てができる所要日数は、以下のいずれかの事柄が発生した時点の翌日から起算する。

- ①一般競争入札公告 ②一般競争入札参加資格否認通知を受けた日 ③指名業者の公表 ④随意契約の相手方の公表 ⑤総合評価方式による入札の結果公表 ⑥工事成績評定通知書を受け取った日

(注2) 1次苦情のうち、工事成績評定については工事担当課又は検査室が対応・回答を行うものとする。